

【6 解読文】 廃藩ニテ前橋県設置達

(明治四年：一八七二) 〈B〉

(表紙)

「明治四辛未年

御用雑日記

七月 町年寄」

藩ヲ廃シ、県ヲ被レ
〈藩を廃し、県を〉

置候ニ付而者、追而
〈置かれ候に付ては、追つて〉

御沙汰候迄、大
〈御沙汰候迄、大〉

参事以下、是迄
〈参事以下、是(これ)迄〉

通事務取扱
〈通り事務取り扱い〉

候様可レ致旨、御達
〈候様致すべき旨、御達し〉

有レ之候事
〈これ有り候事〉

一 廃藩ニ付、已来
〈一 廃藩に付、已来 (いらい)〉

前橋県与称
〈前橋県と称 (とな) え〉

候事
〈候事〉

右之趣、為ニ心得一
〈右の趣（おもむ）き、心得の為（ため）〉

相達候、此段小前
〈相達し候、此（こ）の段小前（こまえ）〉

末々迄不レ洩様
〈末々迄洩（も）れざる様〉

可ニ申聞一候、尤直
〈申し聞けべく候、尤（もつと）も直（じき）〉

支配・社寺・郷士・
〈支配・社寺・郷士（ごうし）〉

帯刀人江も可ニ
〈帯刀人へも〉

申聞一者也
〈申し聞けべき者也〉

辛未七月十八日

前橋県

町年寄